

宇和海における台風津波等対策連絡会会則

(名称)

第1条 本連絡会は、宇和海における台風津波等対策連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 宇和海における台風、津波等（以下「台風等」という。）に起因する海難等の災害を未然に防止又は軽減するため、船舶交通の安全確保について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 台風等に起因する海難等の災害の発生が予測される場合における、会員等の関係者が措置すべき事項として「宇和海における台風津波等対策措置要領（以下「措置要領」という。）」の策定に関すること。
- (2) 連絡会における連絡体制の整備、伝達等に関すること。
- (3) 台風等に起因する海難等の災害を防止又は軽減するために必要な事項に関すること。

(実施事項)

第4条 連絡会は、宇和海における台風等による海難等の災害を未然に防止又は軽減するために必要な対策を検討し、その結果を宇和島海上保安部長に提示する。

- 2 連絡会は、「措置要領」に基づく措置すべき事項の実施の徹底を図る。

(会員の構成)

第5条 連絡会は、宇和海に関係する港湾管理者、海事関係者等の代表者を会員

として構成し、会員は、別添「連絡会会員名簿」のとおりとする。

(会長)

第6条 連絡会に、会長1名を置く。

(1) 会長は、宇和島海上保安部次長とする。

(2) 会長は、議事、その他会務を統括する。

(連絡会の開催)

第7条 連絡会は原則として、台風シーズン前に年1回開催する。また、会長は必要があると認めるとき、会員を招集し連絡会を開催する。

2 会長は、必要があると認めるときは、連絡会構成者以外の者を連絡会に出席させることができる。

(事務局)

第8条 本連絡会の事務局は、宇和島海上保安部交通課に置く。

2 事務局は、連絡会の運営に係る事務を行う。

附則

令和8年6月11日から施行する